

旅行業法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（登録研修機関の登録の有効期間）</p> <p>第三条 法第十二条の十五第一項の政令で定める期間は、三年とする。</p> <p>（手数料）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 法第二十二条第二項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 総合旅行業務取扱管理者試験 六千五百円</p> <p>二 国内旅行業務取扱管理者試験 五千八百円</p> <p>3 法第二十二条第三項の規定により納めなければならない国土交通大臣が行う旅程管理研修の手数料の額は、三万七千六百円とする。</p> <p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第五条 旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行者代理業に関する法第二章（第十二条の三を除く。）、第二十二条の十五第四項及び第二十二条の二十二第二項において準用する第十八条第二項、第二十二條の二十三第一項、第二十三條、第二十三條の二第一項及び第二項並びに第二十六條第一項及び第二項に規定する国土交通大臣の権限に属する事務は、これらの旅行業又は旅行者代理業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p>	<p>（手数料）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 法第二十二条第二項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 一般旅行業務取扱主任者試験 六千五百円</p> <p>二 国内旅行業務取扱主任者試験 五千八百円</p> <p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第四条 旅行業（本邦外の主催旅行を実施しないものに限る。）及び旅行者代理業に関する法第二章（第十二条の三を除く。）、第二十二条の十五第四項及び第二十二条の二十二第二項において準用する第十八条第二項、第二十二條の二十三第一項、第二十三條、第二十三條の二第一項及び第二項並びに第二十六條第一項及び第二項に規定する国土交通大臣の権限に属する事務は、これらの旅行業又は旅行者代理業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p>

2
}

4
(略)

2
}

4
(略)

改 正 案

現 行

（都道府県が処理する事務）

第十四条 法第九条の二の三並びに第九条の六の二第一項及び第三項（これらの規定を法第九条の九第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第三項、第五十七条の五、第六十二条第二項及び第四項、第六十三条第三項、第九十七条第二項、第一百四十四条から第一百六条まで並びに第一百六条の二第一項に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下同じ。）の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。

一・二（略）

三 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。以下同じ。）、旅行者代理業又は自動車販売事業であるもの（その組合員の資格として定款に定められる事業に国土交通大臣の所管に属する事業であつて第十二条各号に掲げるもの（旅行業、旅行者代理業及び自転車販売事業を除く。）を含むもの並びにその地区が都道府県の区域を超えるものを除く。）に関する国土交通大臣の権限に属する事務並びに企業組合でその行う事業の全部又は一部が旅行業、旅行者代理業又は自動車販売事業であるもの（その行う事業に国土交通大臣の所管に属する事業であつて第十二条各号に掲げるもの（旅行業、旅行者代理業及び自動車販売事業

（都道府県が処理する事務）

第十四条 法第九条の二の三並びに第九条の六の二第一項及び第三項（これらの規定を法第九条の九第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第三項、第五十七条の五、第六十二条第二項及び第四項、第六十三条第三項、第九十七条第二項、第一百四十四条から第一百六条まで並びに第一百六条の二第一項に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下同じ。）の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。

一・二（略）

三 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が旅行業（本邦外の主催旅行を実施しないものに限る。以下同じ。）、旅行者代理業又は自動車販売事業であるもの（その組合員の資格として定款に定められる事業に国土交通大臣の所管に属する事業であつて第十二条各号に掲げるもの（旅行業、旅行者代理業及び自転車販売事業を除く。）を含むもの並びにその地区が都道府県の区域を超えるものを除く。）に関する国土交通大臣の権限に属する事務並びに企業組合でその行う事業の全部又は一部が旅行業、旅行者代理業又は自動車販売事業であるもの（その行う事業に国土交通大臣の所管に属する事業であつて第十二条各号に掲げるもの（旅行業、旅行者代理業及び自動車販売事業を除く。）を含むものを除く。）に関する国土交通大臣の権限に

業を除く。()を含むものを除く。()に関する国土交通大臣の権限に属する事務
その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

四 (略)

2
4 (略)

属する事務
その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

四 (略)

2
4 (略)

改正案	現行
<p>別表第一（第十条、第十一条関係）</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 国土交通大臣の所管に属する事業であつて中小企業等協同組合法施行令第十二条各号に掲げるもの（<u>旅行業</u>（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。））、<u>旅行者代理業及び自動車販売事業を除く。</u>）</p> <p>別表第二（第十条、第十一条関係）</p> <p>一〇九（略）</p> <p>二十 国土交通大臣の所管に属する事業であつて中小企業等協同組合法施行令第十二条各号に掲げるもの（<u>旅行業</u>（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。））を実施しないものに限る。））、<u>旅行者代理業及び自動車販売事業を除く。</u>）</p>	<p>別表第一（第十条、第十一条関係）</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 国土交通大臣の所管に属する事業であつて中小企業等協同組合法施行令第一条の十一各号に掲げるもの（<u>旅行業</u>（本邦外の主催旅行を実施しないものに限る。））、<u>旅行者代理業及び自動車販売事業を除く。</u>）</p> <p>別表第二（第十条、第十一条関係）</p> <p>一〇九（略）</p> <p>二十 国土交通大臣の所管に属する事業であつて中小企業等協同組合法施行令第一条の十一各号に掲げるもの（<u>旅行業</u>（本邦外の主催旅行を実施しないものに限る。））、<u>旅行者代理業及び自動車販売事業を除く。</u>）</p>

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（抄）（附則第四条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第四十条の二第一項第一号の政令で定める業務） 第四条 法第四十条の二第一項第一号の政令で定める業務は、次のとおりとする。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項に規定する旅程管理業務（旅行者に同行して行うものに限る。） 若しくは同法第四条第一項第四号に規定する企画旅行以外の旅行の旅行者に同行して行う旅程管理業務に相当する業務（以下この号において「旅程管理業務等」という。）、旅程管理業務等に付随して行う旅行者の便宜となるサービスの提供の業務（車両、船舶又は航空機内において行う案内の業務を除く。）又は車両の停車場若しくは船舶若しくは航空機の発着場に設けられた旅客の乗降若しくは待合いの用に供する建築物内において行う旅行者に対する送迎サービスの提供の業務</p> <p>十四～二十六（略）</p>	<p>（法第四十条の二第一項第一号の政令で定める業務） 第四条 法第四十条の二第一項第一号の政令で定める業務は、次のとおりとする。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項に規定する旅程管理業務（旅行者に同行して行うものに限る。） 若しくは同法第二条第四項に規定する主催旅行以外の旅行の旅行者に同行して行う旅程管理業務に相当する業務（以下この号において「旅程管理業務等」という。）、旅程管理業務等に付随して行う旅行者の便宜となるサービスの提供の業務（車両、船舶又は航空機内において行う案内の業務を除く。）又は車両の停車場若しくは船舶若しくは航空機の発着場に設けられた旅客の乗降若しくは待合いの用に供する建築物内において行う旅行者に対する送迎サービスの提供の業務</p> <p>十四～二十六（略）</p>

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令（平成四年政令第二百九十号）（抄）（附則第五条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県が処理する事務等）</p> <p>第二条 法に規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限に属する事務であつて前条第一項各号に掲げる権限に係るもの（法第八条第四項又は第五項に規定する権限に属するものを除く。）のうち、その記載された法第八条第二項第二号に掲げる事業場のすべてが一の都道府県の区域内にある労働時間短縮実施計画（次に掲げる事業に係るものを除く。）に係るものは、当該事業場の所在地の属する都道府県の知事が行うこととする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 国土交通大臣の所管に属する事業（次に掲げるものに限る。）</p> <p>イ～二（略）</p> <p>ホ 観光事業（旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行業者代理業を除く。）</p> <p>へ～タ（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（都道府県が処理する事務等）</p> <p>第二条 法に規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限に属する事務であつて前条第一項各号に掲げる権限に係るもの（法第八条第四項又は第五項に規定する権限に属するものを除く。）のうち、その記載された法第八条第二項第二号に掲げる事業場のすべてが一の都道府県の区域内にある労働時間短縮実施計画（次に掲げる事業に係るものを除く。）に係るものは、当該事業場の所在地の属する都道府県の知事が行うこととする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 国土交通大臣の所管に属する事業（次に掲げるものに限る。）</p> <p>イ～二（略）</p> <p>ホ 観光事業（旅行業（本邦外の主催旅行を実施しないものに限る。）及び旅行業者代理業を除く。）</p> <p>へ～タ（略）</p> <p>2（略）</p>